

## パブリック・コメント手続（意見募集）

指定通所支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例等の改正について

### 意見募集期間

平成30年（2018年）

10月5日（金）～10月31日（水）

お問い合わせ先：こども育成部こども施設課  
電話 046-822-8224（直通）

横 須 賀 市

## パブリック・コメント手続きについて

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続きを行います。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに對する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に對する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

## パブリック・コメント手続にあたって

指定通所支援等の国の省令（以下「基準省令」といいます。）改正が平成30年1月18日に公布されました。

このパブリック・コメント手続は、基準省令の改正に伴う本市の条例の改正について、及び基準省令の改正どおりの扱いとするため改正を行わない本市条例についてのご意見の募集を行うものです。

### 《改正する条例》

指定通所支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例  
児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例

### 《改正しない条例》

指定障害児入所施設等の人員等に関する基準等を定める条例

### 【目 次】

- ◆ 指定通所支援等の事業の人員等に関する基準等の改正内容について…………… 3、4
- ◆ 意見の提出方法…………… 5

## ◆ 指定通所支援等の事業の人員等に関する基準等の改正内容について

### 1 改正された国の基準省令と対応する条例

「改正省令」は、主に下記の表に記載した3つの国の基準省令を改正するもので、各々に対応する本市の条例は右欄に記載のとおりです。

	国の基準省令	条 例
1	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）	指定通所支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例（平成30年横須賀市条例第19号）
2	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）	児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例（平成24年横須賀市条例第60号）
3	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）	指定障害児入所施設等の人員等に関する基準等を定める条例（平成30年横須賀市条例第20号）

### 2 基準省令の改正概要

#### （1）児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準

##### ①共生型障害児通所支援

介護保険制度における通所介護、地域密着型通所介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護の指定を受けた事業所又は障害福祉制度における生活介護の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型児童発達支援及び共生型放課後等デイサービスの指定を受けられるものとして、基準を設定します。

##### ②指定居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問し、発達支援を行うサービスを追加します。

##### ③その他

主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所等の従業者のうち、「看護師」について「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう）」と改正します。

#### （2）児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

主として自閉症児又は肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害

児入所施設及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターに置かなければならない「看護師」について「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう）」と改正します。

**(3) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準**

指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者のうち「看護師」について「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう）」と改正します。

**3 条例改正について**

**(1) 改正する条例**

**①指定通所支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例**

本条例は独自基準を除いて国の基準省令の規定が自動的に条例の規定になることとなっておりますが、下記の独自基準の追加及び共生型障害児通所支援の基準条例である旨の条文整備が必要なため、条例改正を行います。

**【独自基準】**

共生型児童発達支援、共生型放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援について、サービス等の提供記録及び給付の請求に関する記録を完結の日から5年間保存することとします。

**②児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例**

国の基準省令のとおり条例改正を行います。

**(2) 改正しない条例**

**①指定障害児入所施設等の人員等に関する基準等を定める条例**

本条例は独自基準を除いて国の基準省令の規定が自動的に条例の規定になることとなっておりますので、条例改正は行いません。

**4 施行日**

平成 31 年 1 月 1 日（予定）

## 意見の提出方法

- 1 提出期間 平成30年（2018年）10月5日（金）から10月31日（水）まで
- 2 あて先 こども育成部こども施設課
- 3 提出方法
  - 書式は特に定めておりませんが、日本語で記述してください。
  - 住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。
    - (1) (市内在勤の場合) 勤務先名・所在地
    - (2) (市内在学の場合) 学校名・所在地
    - (3) (本市に納税義務のある場合) 納税義務があることを証する事項
    - (4) (当該パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合) 利害関係があることを証する事項
  - 次のいずれかの方法により提出してください。
    - (1) 直接持ち込み
      - ・こども育成部こども施設課（横須賀市役所はぐくみかん5階）
      - ・市政情報コーナー（横須賀市役所2号館1階34番窓口）
      - ・各行政センター
    - (2) 郵送
      - 〒238-8550
      - 横須賀市小川町11番地
      - 横須賀市役所 こども育成部こども施設課
    - (3) ファクシミリ
      - 046-827-0652
    - (4) 電子メール
      - cfgi-cfr@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予め御了承ください。

いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後すみやかに公表いたします。